

特別徴収切替依頼書

市処理日	/	【久喜市使用欄】
------	---	----------

令和 年 月 日 提出 久喜市長 あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 —										特別徴収義務者 指定番号		新規
		フリガナ											新規の場合、納入書(要・不要)		
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者の 職・氏名												氏名	
		法人番号													

給与所得者	フリガナ											旧姓		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名														
	受給者番号														
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										特別徴収 開始予定月	月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。		
	1月1日現在の住所	〒 — 久喜市										届出理由	1. 入社 2. その他()		
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額 の連絡	下表を確認の上、必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに月割額の連絡が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		

【添付資料】
普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

- 【注意事項】
- 1 普通徴収の納期限を過ぎたものは、給与からの特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 - 2 65歳以上の方の年金所得に係る税額は、給与からの特別徴収への切替ができません。
 - 3 本人が未申告のため課税資料がない等の理由により、特別徴収を開始できない場合があります。
 - 4 新年度6月分からの特別徴収を希望する場合は、この切替依頼書を4月15日までに提出してください。

【提出先】 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係
【連絡先】 代表番号:0480-22-1111 FAX:0480-23-6905 FAXの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。

◀特別徴収開始月及び特別徴収税額通知書発送日▶

依頼書受領日	特別徴収開始月	通知書発送日
毎月1日~15日	翌月	当月末
毎月16日~月末	翌々月	翌月末

【久喜市使用欄】		処理日
口座停止	要(過年随)・不要	/
月割額TEL	要・不要	/
納付書添付	1・2・3・4・随	
保 留	課税資料なし・他()	

※各種様式は、久喜市ホームページからダウンロードできます。